

別表(第3条、第9条、第13条関係)

(全部改正〔平成31年告示43号〕、一部改正〔令和3年告示184号・6年70号〕)

品目	対象者		性能		耐用年数	基準額 (円)
	身体障害者	身体障害児、知的障害者及び知的障害児	身体障害者	身体障害児、知的障害者及び知的障害児		
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	—	8年	154,000
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	重度又は最重度の知的障害児・者及び下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、それぞれ原則として3歳以上のもの 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年	70,000
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等にあつては、自力で排尿できない者(※)	下肢又は体幹機能障害1級の児童であつて、常時介護を要するもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、自力で排尿できない者(※)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、入浴に介護を要するもので、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	障害児等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者(※)	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のある者(※)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、原則として3歳以上のもの 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のある者(※)	介護者が重度身体障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	介護者が重度身体障害児等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000

訓練いす	—	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100
訓練用ベッド	—	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの(※)	—	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
カーシート	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であつて、障害等級2級以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	—	3年	50,000
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とするもの 難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者(※)	下肢又は体幹機能障害児であつて、入浴に介助を要するもので、原則として3歳以上のもの 難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者。(※)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	5年	90,000
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあつては、常時介護を要する者(※)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、常時介護を要する者(※)	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	手すりつきのもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	29,800
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	重度又は最重度の知的障害児・者であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、又は、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する児童であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	17,500
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する児童であつて、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	3年	3,000

移動・移乗 支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする児童であって、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害児等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	60,000
特殊便器	上肢機能障害2級以上 難病患者等にあつては、上肢機能に障害のある者(※)	重度又は最重度の知的障害児・者であつて、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難なもの及び上肢機能障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、上肢機能に障害のある者(※)	温水温風を出し得るもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	温水温風を出し得るもの及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200
火災警報器	障害等級2級以上で、その障害により火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	重度又は最重度の知的障害児・者及び身体上の障害が2級以上の児童であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	障害等級2級以上で、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの 難病患者等にあつては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等(※)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	重度又は最重度の知的障害児・者及び身体上の障害が2級以上の児童であつて、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの 難病患者等にあつては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等(※)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯。)	重度又は最重度の知的障害児・者で18歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	12,000

聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯。)	—	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	—	5年	87,400
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	視覚障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を受信等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を受信等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	59,800
車いす(貸与)	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、下肢用の義肢・装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、下肢用の義肢・装具(以下装具等)を使用しており、それらの修理が必要なもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	障害児等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	装具等の修理に要する期間	介護保険単価
地震防災用具	障害等級4級以上の身体障害者であって、地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	重度又は最重度の知的障害児・者及び身体上の障害が4級以上の児童であって、それぞれ地震発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	地震発災若しくは避難中に障害者等が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害者等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	地震発災若しくは避難中に障害児・者が容易に使用しうるもの、又は地震発災時に障害児等の安全を確保する機能を有し、次に掲げるもの ・防災用ベスト ・防災用リュック ・その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	5年	・防災用ベスト：5,000 ・防災用リュック：7,000 ・その他：50,000
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	腎臓機能障害3級以上の児童であって、原則として3歳以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者(※)	呼吸器機能障害3級以上の児童又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもの難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者(※)	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	36,000

電気式たん 吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの 難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者(※)	呼吸器機能障害3級以上の児童又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者(※)	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
吸引器・ネ ブライザー 両用器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	呼吸器機能障害3級以上の児童又は同程度の身体障害児であって、必要と認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	69,000
酸素ポンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	10年	17,000
視覚障害者 用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯)	視覚障害2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの	障害児等が容易に使用し得るもの	5年	9,000
視覚障害者 用体重計	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯)	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	5年	18,000
視覚障害者 用血圧計 (音声式)	視覚障害2級以上又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等(日常生活上必要と認められる世帯)	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	5年	15,000
パルスオキ シメーター	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者) 難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者(※)	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する児であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの(呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めたもの) 難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者(※)	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者等が容易に使用できるもの 難病患者等にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児等及び介護者が容易に使用できるもの 難病患者等にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの	5年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの は、 157,500
携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有するもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であつて、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児等が容易に使用し得るもの	5年	98,800

情報・通信 支援用具	視覚障害2級以上 又は上肢機能障害 2級以上若しくは 脳原性運動機能障 害(上肢機能障害 に限る。)の身体 障害者であって、 必要と認められる もの又は、同程度 の障害(※)を有す る難病患者等	視覚障害2級以上 又は上肢機能障害 2級以上若しくは 脳原性運動機能障 害(上肢機能障害 に限る。)の児童 であって、必要と 認められるもの又 は、同程度の障害 (※)を有する難病 患者等	パーソナルコンピ ュータ、タブレッ ト端末又はスマー トフォンを使用す るにあたり障害特 性に応じて必要と なる周辺機器又は ソフト等であつて、 障害者等が容易 に使用し得るもの	パーソナルコンピ ュータ、タブレッ ト端末又はスマー トフォンを使用す るにあたり障害特 性に応じて必要と なる周辺機器又は ソフト等であつて、 障害児等が容易 に使用し得るもの	4年	150,000
点字ディス プレイ	視覚障害2級以上 の身体障害者であ って、必要と認め られるもの又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等	—	コンピュータ、タ ブレット端末又は スマートフォンの 画面情報を点字等 により示すことの できるもの	—	6年	430,000
点字器	主に、情報の入手 を点字によってい る視覚障害者又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等	主に、情報の入手 を点字によってい る視覚障害児又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等	障害者等が容易に 使用し得るもの	障害児等が容易に 使用し得るもの	5年	10,400
点字タイプ ライター	視覚障害2級以上 又は、同程度の障 害(※)を有する難 病患者等(本人が 就労若しくは就学 しているか又は就 労が見込まれる者 に限る。)	視覚障害2級以上 又は、同程度の障 害(※)を有する難 病患者等の児童で あって、原則とし て就学若しくは就 労が見込まれるもの	障害者等が容易に 使用し得るもの	障害児等が容易に 使用し得るもの	5年	82,000
視覚障害者 用ポータブルレコーダ ー	視覚障害2級以上 又は、同程度の障 害(※)を有する難 病患者等	視覚障害2級以上 の児童であって、 原則として学齢児 以上のもの又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等	音声等により操作 ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、 DAISY方式による 録音並びに当該方 式により記録され た図書の再生が可 能な製品であつて、 障害者等が容易 に使用し得るもの	音声等により操作 ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、 DAISY方式による 録音並びに当該方 式により記録され た図書の再生が可 能な製品であつて、 障害児等が容易 に使用し得るもの	6年	85,000
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上 又は、同程度の障 害(※)を有する難 病患者等	視覚障害2級以上 の児童であって、 原則として学齢児 以上のもの又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等	文字情報と同一紙 面上に記載された 当該文字情報を暗 号化した情報を読み 取り、音声信号 に変換して出力す る機能を有するもの で、障害者等が 容易に使用し得る もの	文字情報と同一紙 面上に記載された 当該文字情報を暗 号化した情報を読み 取り、音声信号 に変換して出力す る機能を有するもの で、障害児等が 容易に使用し得る もの	6年	99,800
視覚障害者 用読書器	視覚障害者又は、 同等と認められる 難病患者等(※)で あって、本装置に より読書が可能に なる者	視覚障害児又は、 同等と認められる 難病患者等(※)で あって、本装置に より読書が可能に なるもので、原則 として学齢児以上 のもの	画像入力装置を読 みたいもの(印刷 物等)の上に置く ことで、拡大され た画像(文字等)を モニターに映し出 せるもの又は撮像 した活字を文字と して認識し、音声 信号に変換して出 力する機能を有す るもので、障害者 等が容易に使用で きるもの	画像入力装置を読 みたいもの(印刷 物等)の上に置く ことで、拡大され た画像(文字等)を モニターに映し出 せるもの又は撮像 した活字を文字と して認識し、音声 信号に変換して出 力する機能を有す るもので、障害児 等が容易に使用で きるもの	8年	250,000

視覚障害者 用小型拡大 読書器	視覚障害者又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等であって、本装 置により文字等を 読むことが可能に なる者	視覚障害児又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等であって、本装 置により文字等を 読むことが可能に なるもので、原則 として学齢児以上 のもの	読みたいもの(印 刷物等)の上に置 いて拡大された画 像を表示できるも ので、容易に持ち 運びのできるもの	読みたいもの(印 刷物等)の上に置 いて拡大された画 像を表示できるも ので、容易に持ち 運びのできるもの	5年	35,900
視覚障害者 用時計	視覚障害2級以上 又は、同程度の障 害(※)を有する難 病患者等	—	障害者等が容易に 使用し得るもの	—	5年	13,300
視覚障害者 用ラジオ	視覚障害2級以上 又は、同程度の障 害(※)を有する難 病患者等	身体障害者手帳の 交付を受けた児童 であって、当該手 帳に身体上の障害 (視覚障害に限 る。)の程度が1級 又は2級であるも のとして記載され ているもので、原 則として学齢児以 上のもの。又は、 同程度の障害(※) を有する難病患者 等。	テレビ放送等の音 声を受信する機能 を有し、視覚障害 者等が容易に使用 し得るもの	テレビ放送等の音 声を受信する機能 を有し、視覚障害 児等が容易に使用 し得るもの	5年	29,000
聴覚障害者 用印字型通 信装置	聴覚障害者又は発 声・発語に著しい 障害を有する者で あって、コミュニ ケーション、緊急 連絡等の手段とし て必要と認められ るもの又は、同程 度の障害(※)を有 する難病患者等	聴覚障害児又は発 声・発語に著しい 障害を有する児童 であって、コミュニ ケーション、緊急 連絡等の手段とし て必要と認められ るもので、原則 として学齢児以上 のもの又は、同程 度の障害(※)を有 する難病患者等	通信回線に接続す ることにより、音 声の代わりに、文 字等の印字により 通信が可能な機器 であり、障害者等 が容易に使用でき るもの	通信回線に接続す ることにより、音 声の代わりに、文 字等の印字により 通信が可能な機器 であり、障害者等 が容易に使用でき るもの	5年	25,000
聴覚障害者 用映像型通 信装置	聴覚障害者又は発 声・発語に著しい 障害を有する者で あって、コミュニ ケーション、緊急 連絡等の手段とし て必要と認められ る者又は、同程度 の障害(※)を有す る難病患者等	聴覚障害児又は発 声・発語に著しい 障害を有する児童 であって、コミュニ ケーション、緊急 連絡等の手段とし て必要と認められ るもので、原則 として学齢児以上 のもの又は、同程 度の障害(※)を有 する難病患者等	通信回線に接続す ることにより、音 声の代わりに、映 像等により通信が 可能な機器であ り、障害者等が容 易に使用できるも の	通信回線に接続す ることにより、音 声の代わりに、映 像等により通信が 可能な機器であ って、障害児等が容 易に使用できるも の	5年	71,000
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者であ って、本装置により テレビの視聴が可 能になるもの又は、 同程度の障害(※) を有する難病 患者等	聴覚障害児であ って、本装置により テレビの視聴が可 能になるもの又は、 同程度の障害(※) を有する難病 患者等	字幕及び手話通訳 付きの聴覚障害者 用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を 合成したものを画 面に出力する機能 を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者 向け緊急信号を受 信するもので、障 害者等が容易に使 用し得るもの	字幕及び手話通訳 付きの聴覚障害者 用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を 合成したものを画 面に出力する機能 を有し、かつ、災 害時の聴覚障害児 向け緊急信号を受 信するもので、障 害児等が容易に使 用し得るもの	6年	88,900

人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になるもの	音声機能障害児等、本装置により発声が可能になるもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は、顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	73,000
埋込型人工喉頭用人工鼻(※)	音声機能障害者等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	音声機能障害児等であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	発声が可能となる機器であり、障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	28,600円(月額)
※ 令和2年9月1日より健康保険適用となっているため、健康保険が優先されるものとする。						
福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があるものと認められるもの又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	6年	40,000
視覚障害者用図書	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害者。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害児。又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	点字図書、大活字図書、DAISY図書	点字図書、大活字図書、DAISY図書	—	町長が必要と認めた額
人工内耳用電池	聴覚障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者	聴覚障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着しているもの	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする ア：人工内耳用ボタン電池 イ：人工内耳用充電器及び充電電池	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする ア：人工内耳用ボタン電池 イ：人工内耳用充電器及び充電電池	充電器：3年 充電電池：1年	ボタン電池：2,500(月額) 充電器：28,600 充電電池：17,600
暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師意見書等で有用性及び安全性が認められる者。又は、同程度の障害を有する難病患者等(実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る)。	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害児であって、白杖を使用した単独歩行が可能で、医師意見書等で有用性及び安全性が認められるもので、原則として学齢時以上のもの。又は、同程度の障害を有する難病患者等(実機を体験し給付が必要であると認められるものに限る)。	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等を目の前のモニターに映し出せるもの	8年	395,000
ストーマ装具	ストーマ造設者	ストーマ造設児	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	20,600(月額)
収尿器	高度の排尿機能障害者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	高度の排尿機能障害児又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	8,500

紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品)	高度の排便及び排尿機能障害者並びに同程度の障害を有する常に就床を要する重度身体障害者であって医師の意見書により必要があると認められたもの、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、便意の意思表示及び定時排泄が困難な重度の知的障害者であり、医師の意見書により必要があると認められたもの並びに同程度の障害(※)を有する難病患者等	高度の排便又は排尿機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者又は、同程度の障害(※)を有する難病患者等	障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	12,000 (月額)
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)又は視覚障害2級以上のものの難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者(※)	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害者であって障害程度等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの)又は視覚障害2級以上のものの難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者(※)	以下に掲げる障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	以下に掲げる障害児等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	—	200,000

※難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度(医師の診断書、意見書等で確認)

※給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所に助言を求めるものとし、同機能でより低廉な価格で給付が可能となるよう、情報収集に努めるものとする